

募集

市民農園の利用者

市民農園の空き区画を先着順で受け付けています。

募集農園

募集農園一覧

農園名	1区画の面積	利用期限	費用（1区画当たり）
浜崎農園 ※4月開園	約15㎡または約30㎡	平成28年2月29日	約15㎡／月額500円 約30㎡／月額1,000円
泉水農園	約15㎡	平成27年2月28日	月額500円
根岸台農園	約20㎡	平成26年2月28日	月額500円

※利用料は1年分前納

※空き状況を電話で確認後、産業振興課へお越しください。
対象／市に住民登録があり、通

路等の草刈などができる方
※ほかの市民農園を利用している世帯は申し込みできません。
※利用方法をご説明しますの
で、手続きに多少お時間がか
かります。

申・問／産業振興課 内22
42 463-1904



国税専門官(大学卒業程度)

受験資格

- ・昭和58年4月2日～平成4年4月1日生まれの方
- ・平成4年4月2日以降生まれの方で次に該当する方
- ①大学を卒業した方および平成26年3月までに大学を卒業する見込みの方
- ②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方

申込方法・期間／原則として

インターネット（http://www.jini-shiken.go.jp/jiken.htm）で申し込み・4月1日（月）午前9時～11日（木）（受信有効）

※インターネット申し込みが

できない場合は、4月1日（月）～2日（火）（通信日付印有効）に、

申込書を希望する第1次試験地に対応する国税局または国税事務所に郵送または持参
試験日／第1次試験：6月9日（日） 第2次試験：第1次試験合格通知書で指定する日

試験会場／さいたま市ほか

問／インターネット申し込みについて：人事院試験課

03-3581-5311

内2332 その他について

関東信越国税局人事第

二課 048-600-

3111 内2097



ご案内

浜崎黒目花広場の菜の花が見頃を迎えます

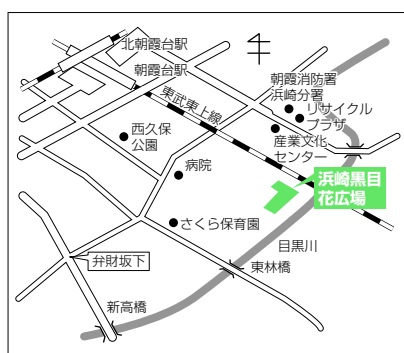
ボランティア団体に管理していたいたっている浜崎黒目花広場で、まもなく菜の花が見頃を迎えます。天候にもよりますが、例年ですと3月下旬ごろには満開となり、黒目川沿いの桜と併せて鮮やかな景観を楽しむことができます。

皆さんもぜひお越しください。
場所／浜崎黒目花広場（大字浜崎字堰面62-1）

期間／3月中旬～4月上旬ごろ

問／都市計画課 内2102

048-463-0374



黒目川が変わる...川のもるごと再生プロジェクト 始動!

朝霞市障害者就労支援センターをご利用ください

就労支援センターでは、次のようなお手伝いをします。

- ・就労に関する相談
- ・就職の準備支援
- ・就職した際の職場定着支援など

利用対象者

・市内在住の障害のある人と

その家族

・市内在住の障害のある人が勤務、または利用している事業所、教育機関、施設、医療機関など関係機関の方
・障害のある人を雇用しようと考えている事業者の方

利用時間／平日 午前8時30分～午後5時15分

※事前に電話で相談の予約をお願いします。

利用料／相談にかかる費用は無料

※職場実習等にかかる交通費などは、負担していただくことがあります。

問／朝霞市障害者就労支援センター 0486-2575

FAX 486-11455

住宅改善補助事業

内容／在宅で生活をする重度の障害をお持ちの方が、日常生活の中で、住宅の一部を障害に応じて、使いやすく改善する場合に必要な経費の一部を補助します。

対象

／下肢または体幹に障害があり、障害の程度が、1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方で、なおかつ改善が必要と認められる方

情報BOX

 ご案内

対象となる改善/障害を補い
 安全性・利便性が向上する
 改善(手すりの設置・段差
 の解消・車いす用スロープ
 の設置)など

対象箇所／浴室・玄関・台所・
 居間・トイレ・階段昇降機

対象経費／基準額の3分の2
 を補助

問／福祉課 ☎463-15
 98 ㊟2652-3

手話通訳者等派遣事業
 対象／聴覚等の障害のために、
 意思疎通に支障のある方
手話通訳者／話の内容を手話
 にして伝えます。

派遣費用／無料

※手話通訳の内容については、
 すべて秘密を守ります。

緊急対応／急な病気や不慮の
 事故などの場合は、緊急に
 手話通訳者の派遣が可能です
 す(朝霞警察署、埼玉県南
 西部消防本部への緊急連絡、
 朝霞台中央総合病院、朝霞
 厚生病院、塩味病院を利用
 する際に手話通訳者が必要
 とお伝えください)。

要約筆記奉仕員／話の内容を
 文字にして伝えます。派遣
 は、埼玉聴覚障害者情報セ
 ンターが対応します。

費用／無料

※朝霞市社会福祉協議会では
 登録手話通訳者を募集してい
 ます。

問・手話／朝霞市社会福祉協
 議会 ☎486-2485

問・要約筆記／埼玉聴覚障害
 者情報センター ☎048
 814-3353

㊟048-81
 4-3354

**自立支援医療(育成医療)
 の申請窓口が替わります**

4月1日(月)から、自立支援
 医療(育成医療)は、市で申
 請受付・支給認定するよう
 に変更となります。

対象／現在身体に障害がある
 か、または現在ある疾患に
 対する治療を行わないと将
 来一定の障害を残すと認め
 られる18歳未満のお子さん
内容／指定された医療機関で
 行う手術などの外科的な治
 療等によりその症状が軽
 くなると認められる場合に、
 その治療に要する医療費の
 一部を給付する制度

詳しくは、福祉課にお問い
 合わせください。

問／福祉課 ㊟2658

☎463-1599

**埼玉県都市競艇組合
 からのお知らせ**

競艇開催日／3月21日(木)～25日(月)
会場／戸田ボートレース場

※朝霞市は埼玉県都市競艇組合に
 加盟しており、組合からの配分金
 をさまざまな事業に活用してい
 ます。

問／埼玉県都市競艇組合 ☎048-823-8711
<http://www.toda-kyotei.jp/>

**国民年金後納保険料納付書の
 使用期限にご注意ください**

過去10年間に納め忘れた国
 民年金保険料については、平
 成24年10月から後納制度を利
 用して納付することが可能と
 なりました。

後納制度の申し込みをされ、
 平成15年4月以降(平成14
 年10月から平成15年3月まで
 の保険料は、平成25年4月以
 降は納付できません)の後
 納保険料のお支払いが済んで
 いない方は、お手元の納付書
 の納付期限は平成25年3月31
 日ですのでご注意ください。

なお、平成15年4月以降の
 後納保険料を平成25年4月1
 日以降に後納保険料を納付さ
 れる場合は、使用期限が平成
 26年3月末までの納付書が必

要となります。

ご注意／後納保険料の使用期
 限は当時の保険料から10年
 目の月の末日です。使用期
 限を超過すると納付できま
 せん。

例／平成15年4月分(使用
 期限)平成25年4月30日

※保険料の加算額は年度(4
 月1日から3月31日まで)に
 より定められます。前年度に
 発行された納付書は使用でき
 ません。

問／国民年金保険料専用ダイ
 ヤル ☎0570-0011
 1050、☎03-673
 1-2015

※お問い合わせの際は、基礎
 年金番号がわかるものをご用
 意ください。

国民健康保険加入者の皆さんへ
**整骨院・接骨院のかか
 り方にご注意ください**

整骨院・接骨院(柔道整復
 師)を利用する際、国民健康
 保険を使えない場合があるこ
 とをご存じですか?また、一
 部の柔道整復師の不正請求
 (施術内容の水増しなど)が
 新聞等で報道されるなど、社
 会問題となっています。

国民健康保険が負担する医

療費は、皆さんの保険税でまか
 なわれています。医療費が正
 しく使われないと、国民健康
 保険の財政が圧迫され、皆さ
 んの負担も増えてしまいます。
 そのため、次の点に注意し
 てかかるようにお願いします。

①保険証を使えるか確認した
 うえでかかる(別表参照)。

保険証が使える場合○	保険証が使えない場合×
・打撲 ・ねんざ ・肉離れ ・骨折・脱臼(応急 手当以外は医師の 同意が必要)	・日常生活における 疲労(肩こり・腰 痛・体調不良) ・スポーツによる疲 労・筋肉痛 ・脳疾患後遺症やリ ウマチ・神経痛など の慢性病から来る 痛みやしびれなど

②別表

名をする場合は、施術日数
 などの内容が正しいか、よ
 く確認して、自分で署名する。
 ※適正な保険給付を行うため、
 国民健康保険から施術内容等
 を文書などで照会させていた
 だく場合があります。皆さん
 のご理解とご協力をお願いし
 ます。

問／保険年金課 ㊟2624
 6 ☎463-0283

「国民健康保険高齢受給者証」を送付します

現在お持ちの高齢受給者証の窓口負担割合が「2割（平成25年3月31日までは1割）」となっている方は、4月以降もその割合が据え置かれることになりましたのでお知らせします。

それに伴い、4月以降も有効期限までご利用いただける新しい受給者証を3月下旬に郵送します（受給者証は世帯主の方あてに郵送します）。

新しい受給者証は平成25年4月1日（月）からお使いいただけますので差し替えてお使いください。

なお、現在ご使用中の受給者証は4月1日（月）以降に破棄していただくか、保険年金課に返却してください。

※負担割合が3割の方には郵送いたしませんので、4月以降も現在の受給者証をお使いください。

問／保険年金課 内2624
6 463-0283

奨学金をお貸しします

対象／就学意欲を持ちながら経済的な理由で、学資金の

支出が困難な市民の方

利子／無利子

受付期間／4月1日（月）～22日（月）

貸与金額／高等学校など…月額1万円 大学など…月額2万円

貸与の条件／

①市内に引き続き2年以上居住し、高等学校・専修学校・大学などに入学を許可された方、または在学中の方（大学院を除く）

②親権者や後見人が市税を滞納していない方

③在学学校長または最終卒業学校長の推薦を受けた方

※手続きには1人以上の連帯保証人が必要（連帯保証人は市内在住が原則。やむを得ない場合は市外の方も可。教育管理課までご相談ください）。

必要書類／貸与申請書・家庭調書・推薦書・承諾書（借受人・保証人）・入学許可証明または在学証明書等

申請書配布先／教育管理課内間木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所

受付・問／教育管理課 内2442 463-0793



あさか市民活動ニュースレター

vol. 29

問／市民活動支援ステーション・シニア活動センター ☎463-1417

豊かな言葉やあたたかい心を子どもたちに伝えていきたい《朝霞おはなしの会》

今回は、子どもや大人など幅広い人にお話を^{すばし}素話で伝える活動をされている、「朝霞おはなしの会」のメンバーの方々にインタビューした内容をご紹介します。
※素話とは…本や絵本等を見ながら語るのではなく、お話（主に昔話）を覚えて語ることをいいます。

Q. どうしてこのような団体を立ち上げようと思ったのですか？

A. 1987年、当時、家庭文庫などの活動もされていた方を含め3人のメンバーで、「朝霞おはなしの会」がスタートしました。装飾の無い、昔ながらのお話を絵本ではなく、人の声を通して届けたいという思いで立ち上げました。

Q. 団体の主な活動内容は？

A. 主に4つの活動を年間通して行っています。1つ目は、保育園（現在9園）へ月1回、「おはなしの出前」をしています。クラスごとに絵本やおはなしを届けています。2つ目は、第2土曜日の午前11時から図書館で小学生を対象に「おはなしパピブペポ」をしています。3つ目は、年に4回「みつばすみれ学園」へ行っています。4つ目は、年に1～2回「大人のためのおはなし会」をしています。おはなしは、子どもだけのものではなく、大人にも聞いてほしいという思いがあります。また、依頼があれば、小学校や中学校でもお話をしています。

Q. 活動していくうえで、苦労している点がありますか？

A. 今現在10人の会員で活動していますが、活動していく中でメンバーが不足しています。もう少し、余裕をもって活動出来るように、メンバーを増やしていきたいです。

Q. 現在取り組んでいることや今後の目標とするものはありますか？

A. 今現在の活動を続けていくことが目標です。また、「大人のためのおはなし会」も回を増やし、たくさんの人に「おはなし」の世界の楽しさを知ってもらいたいです。

Q. これから活動したいと思っている方へメッセージをお願いします。

A. 定例会（月2回）や「大人のためのおはなし会」にぜひ足を運んでいただいて、会の様子を見てください。「お話を覚えて語る」というのは、労多いことです。最初は覚えられないと思ってしまいますが、やれば出来ます。メンバーや子どもたちに聞いてもらうことで、徐々に自信がついてきて語るのが楽しくなります。興味のある方、一緒に活動してみませんか？ご連絡お待ちしております。

朝霞おはなしの会の問／黒島 ☎464-8004

※このコーナーでは、主に朝霞市内でNPOなどの市民活動を行っている団体のリストとして作成いたしました「あさか市民活動ガイドブック」へ掲載している団体の活動を紹介いたします。ガイドブックへ掲載を希望する団体は、お気軽にお問い合わせください。



「おはなしパピブペポ」（図書館）

ご存じですか? 生け垣設置補助制度

市では、新たに生け垣を設置する方を対象に、設置費用の一部(既設ブロック塀の撤去費用含む)を補助する制度を設けています。

対象者本市の住民基本台帳に記載されている方で、市税を完納している方

対象となる工事新しく生け垣を設置する植栽工事、または高さ50センチ以上のブロック塀を取り壊し、生け垣を設置する植栽工事

補助金交付額生け垣の設置費用およびブロック塀の撤去費用に対し、1坪当たり1万円まで。限度額はそれぞれ10万円

問都市計画課 内2102
 ☎463-0374



朝霞都市計画案の縦覧

現在、市で検討している朝霞都市計画生産緑地地区の変更案について、都市計画法第17条の規定により、縦覧に供するとともに意見書を受け付

けます。
種類および名称朝霞都市計画第89号生産緑地地区

変更する土地の区域溝沼四丁目の一部

縦覧期間3月15日(金)～29日(金) 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。
縦覧場所都市計画課

意見提出方法縦覧場所にある意見書に必要事項を記入のうえ、3月29日(金)(必着)までに都市計画課(〒351-8501 朝霞市本町1-1-1)へ郵送または持参してください。

提出者の条件市内に住所を有する方または利害関係人
 ※提出された意見に対する個別の回答はいたしません。

問都市計画課 内2102
 ☎463-0374

保護地区・保護樹木制度

市では、緑地保全や緑化推進を図るため、保護地区および保護樹木の指定を行っています。これらの指定を受けると樹木の伐採などに届け出の義務が生じますが、年1回維持管理の助成を目的とした奨励金を受けとることができ

ます。かけがえのない緑を将来に残すために、ぜひ本制度をご利用ください。

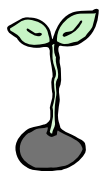
指定基準

- ①保護地区 樹木が集団で生育している土地で、面積が300平方メートル以上であるもの等で、地上1.2メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1メートル以上であるもの等
- ②保護樹木 高さが10メートル以上で、地上1.2メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1メートル以上であるもの等

奨励金の額

- ①保護地区 指定経過年数に応じて、指定保護地区に係る固定資産税相当額の30パーセント以内の額
- ②保護樹木 指定経過年数に応じて、樹木1本当たり1800円～3000円

問都市計画課 内2102
 ☎463-0374



固定資産税の縦覧制度 をご利用ください

固定資産税(土地・家屋)の納税者は、市内すべての土地・家屋について、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿により、その評価額を無料で縦覧できます。なお、

土地または家屋のみを所有している方は、それぞれ土地(家屋)のみの縦覧となります。

縦覧日時4月1日(月)～5月31日(金) 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。
縦覧場所課税課(23番窓口)

縦覧できる方固定資産税の納税者および納税者から委任を受けた方(委任状が必要)

課税台帳の閲覧縦覧期間にかかわらず、固定資産課税台帳を閲覧できます。閲覧できる方は、納税義務者、

賃借料等の対価を支払っている借地・借家人等や、賦課期日(平成25年1月1日)以降に新たに固定資産を取得した所有者およびその所有者から委任を受けた方(委任状が必要)

※縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧の際に、本人確認をさせていただきますので身分証明書等を持参してください。

問課税課 内2132
 ☎463-2875



産業文化センター予約受付期間、 抽せん申込・当せん件数の一部改定

4月から産業文化センターの多目的ホールの予約受付期間、ギャラリーの最大抽せん申込件数および最大当せん件数が変わります。詳細は産業文化センターにお問い合わせください。

改正点

①多目的ホールの予約受付期間

利用日の前日午後5時まで→利用日の3日前午後5時まで

※受付期間を過ぎての申し込みは、産業文化センター窓口へご相談ください。

②ギャラリーの最大抽せん申込件数および最大当せん件数

最大抽せん申込件数8件、最大当せん件数3件→最大抽せん申込件数20件、最大当せん件数10件
 ※原則、ギャラリーを引き続いて使用することができる期間は5日です。

問産業文化センター ☎487-6222



市内の視覚障害の方に広報あさか音声 CD（デジ形式）を 郵送しています

朝霞リーディングサークルのご協力により作成した「広報あさか音声 CD」をご自宅に郵送しています。ご希望の方はご連絡ください（視覚障害の方へお伝えください）。また、図書館（本館）と北朝霞分館で貸し出しも行っていきますので、ぜひご利用ください。なお、広報あさか音声テープは、平成25年4月号から音声 CD のみに変更されますのでご了承ください。

※サークルでは、一緒に活動される方を募集しています。興味のある方はご連絡ください。
問／市政情報課 内2343～4 ☎463-3059

就職を目指す方へ 就職に向けて支援訓練を

埼玉県内でパソコン・事務・介護・IT系などさまざまな求職者支援訓練の募集が行われています。

毎月開講される訓練コースには3～6か月間のものであ

「広報あさか」は月1回発行になります

現在、1日と15日に発行している「広報あさか」は、4月号から毎月1回、1日発行となります。発行回数は減りますが、これまでどおり内容は充実したものとなるよう工夫し、皆さんに多彩な情報をお届けできるよう努力してまいります。なお、広報あさかに関してご意見・ご要望等がありましたら市政情報課広報広聴係にお寄せください。
問／市政情報課 内2343～4 ☎463-3059

地震への備えは 万全ですか？

建物の耐震診断・耐震改修工事に補助金を交付します。

問／建築課

内2592～3

☎463-2585



り、受講料は無料です。受講申し込みにはハローワークの職業相談が必要です。お気軽に最寄りのハローワークにおたずねください。
問／ハローワーク朝霞
63-2233
☎4



国際化の窓 38

外国人総合相談センター埼玉 ☎048-833-3296

Saitama Information & Support 埼玉外国人総合咨询中心 Centro de Consulta Geral de Saitama 외국인 종합 상담 센터 사이타마

(1) 外国語で相談を受け付けます。電話による短時間の簡単な生活相談に対応します。また、入管制度、労働問題、法律問題の専門相談の予約を受け付けます。

※専門相談は対面で実施します。予約が必要です。

(2) 公共機関（県・市役所・病院）で日本語がわからなくて困ったときは、電話で通訳します。

(3) 埼玉県の情報を外国語で提供します。

埼玉外国人総合咨询中心（中国語）

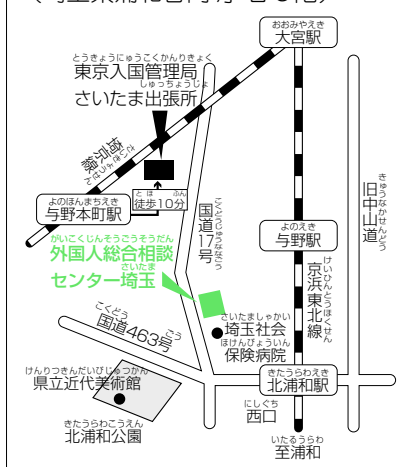
星期一～星期五 上午9点～下午4点（国定休假日及12月29日～1月3日除外）

1) 我们提供多国语言咨询服务。我们可接受短时间的有关生活方面的来电咨询。我们可接待入管制度、劳动问题、法律问题专业的面对面咨询，请来电预约。

2) 如果您在县府、市町村、医院等因不懂日语而感到困惑时，请来电，我们可以为您进行电话翻译。

3) 我们还用多国语言为您提供有关埼玉县的信息。

さいたま市浦和区北浦和5-6-5
さいたまけいふくわごうどうちやうしや
(埼玉県浦和合同庁舎3階)



【受付時間】月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後4時
☎048-833-3600
✉sodan@sia1.jp

【対応言語】英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国語、朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、やさしい日本語
※専門相談の対応言語は応相談

国際交流と日本語学習

日時／毎週金曜日

午前10時～12時

場所／コミュニティセンター

問い合わせ／A I S朝霞地区インターナショナルソサエティ 鈴木

☎090-6483-7034

http://ais1989.hp-ez.com

※この日本語学習は、A I Sが活動の一環として行っているもので年間を通して行われていますが、日時・場所・内容などが変更になる場合がありますので、詳しくは上記までお問い合わせください。

身近に日本語のわからない方がいたら、この情報をお伝えいただければ幸いです。

身近にお困りの外国人の方がいましたら、この情報をお伝えいただければ幸いです。

問い合わせ／地域づくり支援課 内線2253 ☎048-463-2645（直通）

✉tiiki_sien@city.asaka.saitama.jp



催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

第7回黒目川花まつり

㊟/黒目川花まつり実行委員会(朝霞市商工会)
 ☎470-5959

日時/4月6日(土)・7日(日) 午前10時～午後4時
 会場/黒目川および桜並木・浜崎黒目花広場・産業文化センターほか
 内容/黒目川流域を中心に舟の運航、ステージイベントや模擬店など楽しいイベント盛りだくさん!桜並木の一部は夜間ライトアップを実施します。



朝市

㊟/産業振興課 ㊟2243 ☎463-1903

日時/4月7日(日) 午前7時～9時
 ※商品が無くなりしだい終了する場合があります。
 会場/市役所正面駐車場
 内容/服飾・雑貨、新鮮野菜・果物、お茶などお手ごろな価格で提供しています。
 ※内容は変更になる場合があります。
 主催/朝霞市朝市出店者協議会



シニア世代地域デビュー支援塾【番外編】

脳ストレッチしませんか第3弾～幅広い年代で楽しめる数字クイズ～

㊟・㊟/市民活動支援ステーション・シニア活動センター ☎463-1417

日時/4月18日(木) 午前10時～正午
 会場/産業文化センター
 内容/数字のパズルを利用した問題を楽しく解くことにより、脳へ刺激を与え、脳の活性化を図ります。同時に参加者同士の交流を深めましょう。
 対象/市内在住のおおむね50歳以上の方
 定員/30人(先着順) 持ち物/筆記用具
 申込方法/4月17日(水)午後6時までに、電話または直接市民活動支援ステーション・シニア活動センター窓口へ
 主催/あさかシニアクラブ・朝霞市

『朝霞の森』活動記録上映会

㊟/都市計画課 ㊟2102～3 ☎463-0374

日時/3月24日(日) 午後1時30分～4時
 会場/市役所別館5階大会議室
 内容/これまでの準備会議の活動をまとめた映像上映と報告会を行います。併せて、朝霞の森を利用する問題点や課題、管理運営などの検討を行うため、第5回管理運営準備会議を開催します。
 対象/どなたでも
 申込方法/事前申込不要。当日直接会場へ

『朝霞の森』イベント!!

㊟/都市計画課 ㊟2523 ☎463-0374

朝霞の森の樹木に名札をつけません。
 日時/3月24日(日) 午前10時～正午(雨天中止)
 会場/基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」
 対象/どなたでも
 申込方法/事前申込不要。
 当日直接会場へ



みんな元気!ちびっ子体操教室

(H25年度第1期募集)

㊟・㊟/総合体育館 ☎465-9811

日時/4月11日～7月25日 毎週木曜日(全15回)
 午後2時45分～3時45分 ※5月2日はお休みです。
 会場/総合体育館
 内容/運動器具(とび箱・マット・トランポリン等)を使い、仲良く、楽しく、元気に体を動かします。
 対象/4～5歳 ※保護者同伴
 【医師から運動を禁止されている方は申込不可】
 定員/39人(申込多数の場合抽せん)
 参加費/6,000円
 申込方法/3月25日(月)【必着】までに往復はがき(1枚につき1人)に①教室名、②住所、③氏名(フリガナ)、④電話番号、⑤年齢、⑥保護者名を明記し、〒351-0016 朝霞市青葉台1-8-1 総合体育館あてに郵送
 ※参加の可否は4月4日(木)までに全員に通知します。
 主催/(公財)朝霞市文化・スポーツ振興公社

わくわくどーむからのご案内 <スペシャルレッスン～春のワンコイン体験～>

会場・㊟/わくわくどーむ(健康増進センター) ☎472-6000

No	イベント名	日時	対象	定員	内容
①	週替わり体験レッスン	4月毎週日曜日 午前11時15分～ 午後0時15分	18歳以上の方	35人	週替わりでダンス系、コンディショニング系、キッズレッスンなどのレッスンをを行います。
②	親子ピクス	4月3日、24日 いずれも水曜日	1～3歳のお子さんとその親	15組	子どもにもなじみのある童謡や音楽に合わせて、子どもと触れ合いながら楽しく全身の筋肉を動かす有酸素運動です。

料金/500円 申込方法/3月20日(水・祝)から1階総合受付で受け付けます(定員になりしだい終了)。
 ※詳細はホームページにも掲載しています! <http://www.wakuwakudome.jp>
 主催/Fun Space 株式会社(指定管理者)

防災行政無線内容、防災・災害等に関する情報等をメール配信サービスで送信しています

市ホームページおよび携帯電話のページから登録することができますので、ご利用ください。

パソコン <http://www.city.asaka.lg.jp> **携帯電話** <http://www.city.asaka.lg.jp/mobile>

そのほか、市内の火災に関する情報・朝霞市からのお知らせ・子育て支援に関する情報もご希望により送信しています。

<パソコンからの登録方法>



メール配信サービスをクリック



登録フォームをクリック

③ こちらより登録・解除を行っていただけます。
E-mailアドレスを入力し、ご希望内容のボタンをお押し下さい。

登録 解除 編集

メールアドレスを入力の際は、送
信してください。
折り返し、登録フォームのメール
が届きますので、案内に従って本
登録をお願いします。

<メール配信サービスの注意点>

- ・メール配信サービスの利用は無料ですが、受信にかかる費用は登録者の負担となります。
- ・夕焼け放送・子どもの見守り放送についてのメール配信は行いません。
- ・添付ファイルは使いません。
- ・メール配信サービスの開始・停止は登録フォームをご利用ください。
- ・配信されたメールへの返信等では登録・解除はできません。
- ・携帯電話のメールの方は「e.bme.jp」のドメインから受信できるように設定してください。また、パソコンからのメール受信もできるよう併せて設定してから登録作業を行ってください。

※再配信は行いませんので、ご了承ください。